

残業月60～80時間上限

働き方会議で議論へ罰則設け順守促す

政府は企業の残業時間に上限を導入する。月60～80時間を軸に検討する。今は労働基準法の特別な条項を使えば事業上、青天井で従業員を残業させることが可能。同法を改正して違反企業に対する罰則も設け、長時間労働は正につなげる。労使ともに働き方の大幅な見直しを迫られる。

2月1日の働き方改革実現会議で議論を始め、厚生労働省が年内に労働基準法改正案を提出する。政府では2019年度にも施行を目指す案があり、経済界と調整する。

労基法では1日の労働時間は8時間まで、1週間で40時間までと定めている。同法36条にもとき労使協定（さぶろく協

定）を結べば、残業や休日労働が認められる。さら

に協定に特別条項を付けられれば、残業時間は制限なく延ばせる。特別条項を締結している企業は全体の2割に上り、長時間労働や過労死などを引き起こしているとの指摘がある。

政府はこうした特別条項の締結企業に法律上、一方、月60時間超の残業には割増賃金の割増率

の認定基準を「月80時間超の残業が2～6ヵ月間続く状態」としている。違法な長時間労働をさせている企業への立ち入り調査の基準も月80時間超としており、政府内では

実際に労働時間ではなく、あらかじめ定めた労働時間に対し時間外労働分などを加味した賃金を支払う「裁量労働制」適用企業は規制対象になる。

を上げなければいけないルールがある。残業規制の強化を求める労働界などに配慮し、月60時間にすべきとの意見もある。

1カ月単位の上限規制だけだと企業の繁閑に対応できない恐れがあるため、半年や1年単位での上限も設け企業がいずれかを満たすようとする。

年間の場合は連合が参考として示した750時間などを参考にする。

企業は規制対象になる。